○総務省告示第三百九十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第五十六条第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第百十三号（重要通信を行う機関を指定する件）の一部を次のように改正し、防災庁設置法（令和八年法律第六十一号）の施行の日（令和八年十一月二日）から施行する。

令和八年十月三十日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

分類	対象機関
［略］	［略］
水防機関	防災庁　林野庁　国土交通省　国立研究開発法人森林研究・整備機構 国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　独立行政法人水資源機構　一般財団法人河川情報センター
［略］	［略］

［注一～三　略］

改正前

分類	対象機関
［同上］	［同上］
水防機関	内閣府　林野庁　国土交通省　国立研究開発法人森林研究・整備機構 国立研究開発法人土木研究所　国立研究開発法人建築研究所　独立行政法人水資源機構　一般財団法人河川情報センター
［同上］	［同上］

［注一～三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。